

# 令和4年度 実施 愛西市霊園 募集要項

## 佐屋霊園

愛西市日置町髭田 110 番地 1



## 佐屋第二霊園

愛西市西保町石暮 1 番地 1



※事前に場所の確認をしておいてください。

<問い合わせ先> 愛西市役所 環境課 TEL 0567-55-7114

## 令和4年度愛西市霊園募集要項

### 1. 申し込みの資格

申し込みの資格がある方は、愛西市に引き続き3か月以上住所(申請日現在)を有している方で、世代を超えて永続的に墓所を使用することを予定している方です。

### 2. 申し込みの際の注意事項

- (1) 申し込みできる墓所は、1世帯1区画に限ります。
- (2) 墓石を建立される場合、その墓碑の家名に使用者以外の姓を表示することはできません。  
(他人の名義を利用して墓所は使用できません。)
- (3) 霊園としての美観を保つため、墓所の工事に際しては基準を設けています。別表、霊園施設基準(第6条関係)に従ってください。

### 3. 募集区画及び永代使用料・維持管理料

霊園名(場所)	永代使用料	管理料(年額500円)
愛西市佐屋霊園(日置町)	23万円	500円×5年分
愛西市佐屋第二霊園(西保町)	25万円	500円×10年分

※管理料は他の使用者と納入年度を合わせるために異なった年数を徴収しております。

#### <維持管理料とは>

管理料は、霊園の共通部分の維持管理(トイレ等の施設保持、清掃、樹木の手入)に必要な費用で、年額500円です。10年単位(5,000円)でお支払いただいております。なお、墓所区画内の維持管理にあたっては、各使用者で清掃や草刈等をお願いします。より良い環境作りのためご協力ください。

### 4. 申し込み方法及び必要書類

申し込みされる方は、環境課に愛西市霊園墓所使用許可申請書(様式第1号)及び愛西市霊園永代使用者申込書に必要事項を記入し、本籍の記載のある住民票を添付して提出してください。申し込みは、佐屋霊園・佐屋第二霊園ごとに別で受付します。同時に両園の申し込みはできません。申し込みの際に希望区画を記載していただきますので事前に区画を確認の上、希望する区画を決めておいてください。

先着受付のため、申し込み時において希望区画がない場合があります。

#### 5. 使用者の決定及び使用料等の納付方法

使用されることが決定しましたら通知しますので、愛西市の発行する納付書により納入期日までに、納入してください。

#### 6. 使用許可証

使用許可証は、領収印のある納付書を確認後、交付します。

※ 使用許可証がないと、墓碑設置工事、焼骨の埋蔵などの手続きができませんので大切に保管してください。

#### 7. 使用権の消滅

使用されている方が次に該当するような場合は、墓所の使用権が消滅します。

- (1) 死亡し当該使用権を承継する者がいないとき。
- (2) 住所又は生死が不明となり 5 年を経過し、かつ、祭祀を主宰する者がいないとき。

#### 8. 使用許可の取消

使用されている方が次に該当するような場合は、墓所の使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 偽り又は不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
- (2) 市が定める制限以外に墓所を使用したとき。
- (3) 墓所の使用の許可に付された条件に従わなかったとき。
- (4) 偽り又は不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき。
- (5) 市長が定める納期限までに使用料及び管理料の全額を納付しないとき。
- (6) 使用権を譲渡し、又は使用場所を貸し付けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例若しくは条例に基づく規則の規定又は市長の指示に従わなかったとき。

#### 9. 墓所の返還

将来、やむを得ず墓所を返還する場合は墓所を原状復帰した後に届出を行う必要があります。なお、墓所の返還に際しては、本来、恒久的に使用されることを前提に募集していますので、納入された永代使用料及び管理料は一切還付しません。相続関係にある方以外への使用権の譲渡もできません。熟考されての申し込みと使用権の取得後は次世代承継者への相談や伝承をお願いします。

#### 10. 使用許可後に許可事項が変更された場合

- (1) 使用されている方の住所、本籍、氏名等を変更されたときは、必ず環境課及び各支所で申請を行ってください。
- (2) 使用許可証を紛失された場合は、再交付しますので環境課で申請を行ってください。再交付の際は住民票が必要になります。
- (3) 使用されている方の名義変更、承継は原則として使用者が死亡されたときに限りますので、その際は環境課及び各支所で申請を行ってください。

#### 11. 遵守事項

墓所使用の際、霊園条例及び霊園条例施行規則に定める事項に従ってください。